

平成29年3月吉日

お客さま 各位

愛知信用金庫

「あいしん個人インターネットバンキングサービス利用規定」改定のお知らせ

平素より愛知信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨今、インターネットバンキングを利用した不正送金被害が全国の金融機関で発生しております。

当金庫では不正送金被害を未然に防止するため、1年以上にわたりご利用のないお客さまを対象として、本サービスの契約を解約させていただくことといたしました。

つきましては、下記のとおり「あいしん個人インターネットバンキングサービス利用規定」を改定いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

平成29年4月3日（月）

2. 改定内容

本サービスご利用規定「第14条 解約等」において、本サービスの強制解約の事由に「1年以上にわたり本サービスのご利用がないとき」を追加いたします。

なお、解約にあたっては、郵送にてお知らせいたします。

※改定後のご利用規定は当金庫ホームページでご確認ください。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

愛知信用金庫 業務部 個人IB担当

電話：052-715-3039

平日9:00～17:00